

## 高島市広告デジタルサイネージ設置事業 仕様書

### 1 事業内容

- (1) 広告デジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」とする。）を指定する場所（別紙「設置位置図」）に設置し、民間広告および行政情報を放映する。
- (2) 広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、広告主との調整その他広告掲載に係る一切の業務を行う。
- (3) 市が提供するポスター画像以外の製作を行う。
- (4) デジタルサイネージ設置に係る費用（製作、取付け、電源工事、撤去、電気料金等）は、設置事業者の負担とする。
- (5) 広告物（出力見本）の提出後、市において内容審査を行い、結果を通知する。このとき、市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、設置事業者は速やかに対応する。

### 2 設置場所

物件番号	設置場所	台数	モニターサイズ	設置方法	最低貸付料 (税込み、月額)	位置図
1	高島市役所新館 1 階 市民課 (新旭町北畠 565)	1 台	40~50 インチ 程度	壁掛け式 もしくは 天井吊下式	6, 600 円	別紙 1
2	今津支所 (今津町弘川 204-1)	1 台	40~50 インチ 程度	壁掛け式 もしくは 天井吊下式	6, 600 円	別紙 2
3	安曇川支所 (安曇川町田中 89)	1 台	40~50 インチ 程度	壁掛け式 もしくは 天井吊下式	6, 600 円	別紙 3
計					19, 800 円	

注 1) 位置図に関して、設置に係る現地照査の結果、安全対策が十分に図れない等、やむを得ないと判断される場合は、担当者および施設管理者と協議の上、設置箇所を見直すことができる。

注 2) 設置方式は現地照査により決定する。

### 3 貸付期間

貸付期間は、契約締結の日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間満

了の3カ月前までに甲、乙いずれからもそれぞれの相手方に対して異議の申し出がないときは、この期間は更に1年間延長するものとし、その後において期間が満了したときもまた同様とする。

#### 4 設置条件

##### (1) デジタルサイネージ

- ① ディスプレイは、40～50インチ程度とする。契約後、現地立会により設置サイズを決定することとする。
- ② 民間広告の表示ができるものとする。ただし、行政情報で全体表示時間の4分の1以上は確保すること。
- ③ 本体枠が鋭利とならないように加工すること。
- ④ 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策等、来庁者や職員の安全対策を十分に行うこと。
- ⑤ 設置場所のレイアウトを考慮し、統一感のある設置を行うこと。

##### (2) 仕様等

- ① タイマーで日付、曜日、時間単位で電源の管理ができ、モニターの電源は待機状況ではなく主電源からON／OFFできるものとする。
- ② 映像は、原則無音とする。ただし、音声付き映像を放映する場合は別途協議をすること。
- ③ デジタルサイネージ等で配信する情報は、設置場所で変えることができる機能を有すること。

##### (3) 放映時間、放映内容等

- ① 放映時間は、市の休日（高島市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条に規定する市の休日をいう。）を除く、午前8時30分から午後5時00分までとする。
- ② 行政情報の放映期間・本数は、別途、市と協議すること。
- ③ 市が提供するポスター画像以外の行政情報の製作については、設置事業者で行い、市の意向に沿ったものとすること。
- ④ 放映する民間広告の内容については、高島市広告掲載に関する取扱要綱（平成19年告示第18号）並びに関係法令を遵守し、事前に市の審査を受け、その承認を受けること。
- ⑤ 民間広告、行政情報の放映設定等デジタルサイネージの運用に係る管理は設置事業者が行うこととする。ただし、一部、必要に応じて行政情報を市でも変更できる運用とする。運用可能範囲は別途協議するものとする。
- ⑥ 放映する広告について、外部機構等において広告内容を審査できる体制が整えられ、外部機構等から広告内容を審査した証として、広告掲載基準および審査合格証の提出ができること。

#### (4) 貸付料等

##### ① 貸付料

ア 設置事業者として決定した者が提示した応募額をもって月額貸付料とする。ただし、契約期間中に消費税等の税率が変動したときは、市は、変動後の税率を適用して、貸付料の増額を請求できるものとする。

イ 貸付料は、市が発行する納入通知書により指定する期限までに全額納付すること。

ウ 貸付期間に1月に満たない端数があるときは、端数を切り上げて1月とする。

##### ② その他必要経費等

ア デジタルサイネージ設置に係る費用（製作、取付け、電源工事、撤去等）は、設置事業者の負担とする。

イ 放映に必要な電気料金についても全額設置事業者の負担とし、市が発行する納入通知書により、市が指定する期限までに全額納付すること。

ウ 電気料金は、設置事業者がカタログ等により申告する消費電力量に市が設定する単価を掛けて算出される金額とする。

エ 設置事業者の広告主の募集が不調に終わった場合においても、一旦納入された使用料および電気料金は返還しないものとする。

#### (5) 貸付条件

貸付期間前および貸付期間中は、次のことを遵守すること。なお、市は、貸付物件について隨時実地調査を行い、その維持使用について指示することがある。

① 使用料および電気料金を市が指定する期限までに確実に納付すること。

② デジタルサイネージを設置する権利を第三者に譲渡し、もしくは転貸し、または担保に供してはならない。

#### (6) 貸付の取り消し

貸付条件に違反する行為があると認めるとき、または応募要件等に適合しない状況となったときは、貸付を取り消すことがある。

#### (7) 自己都合による撤去

設置事業者は、貸付期間が満了する前に自己の都合により、デジタルサイネージを撤去しようとするときは、撤去しようとする3ヵ月前までに、市に書面により通知しなければならない。この場合、納付済みの貸付料および電気料金は還付しない。

#### (8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了した場合、上記（6）により貸付が取り消された場合、または上記（7）によりデジタルサイネージを撤去する場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に請求することはできない。

#### (9) その他

① 設置期間内であっても、不測の緊急事態、庁舎のレイアウト変更等により、やむ

を得ず、デジタルサイネージの一部または全部を中止することがある。また、設置場所については、協議の上、変更することがある。

- ② 設置場所に既存掲示物等の移設や撤去が必要な場合は、代替物を用意するなど設置事業者の負担で対応すること。
- ③ 機器等の取り付け及び撤去に関する費用、定期保守や破損、事故時の対応等は事業者の負担とする。
- ④ サポート体制
  - ア 事業者は定期的に設置機器のメンテナンスを実施するとともに、故障、事故、災害時等の体制を整え、本市からの問い合わせに対して速やかに対応すること。  
また、緊急時の対応として24時間365日対応可能なコールセンター等を設けていること。
  - イ 本市と円滑な運用ができるよう、滋賀県内に本社もしくは社員が常駐する支社及び営業所を有し、且つ概ね1時間程度で設置場所に到着が可能であり、障害が起きた際には代替措置を含む十分なサポートが可能な広告代理店であること。
- ⑤ 安全対策
  - ア 機器の設置については、落下及び転倒防止等の安全措置を十分に講じること。  
また、万一に備え賠償保険等に加入する等、身体や財産に損害を及ぼした場合は事業者の責任において補償すること。補強工事が必要な場合は、その費用は事業者の負担とし、補強方法は協議するものとする。
- ⑥ この仕様書に明記されていない細部の事項については、市の指示に従うものとする。
- ⑦ 業務の実施に当たり疑義が生じたときは、両者協議にて、これを解決する。

## 5. 高島市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受託者は、業務実施について暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注業務、工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）から不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けたときは、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、警察が行う必要な搜査に協力するものとする。
- (2) 受託者は、前項の規定により通報を行った場合は、速やかに通報書（別記様式第1号）により高島警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。  
また、受託者は、以上のことについて、下請負人（すべての協力者を含む。）に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。